

第 183 回 福島県都市計画審議会

年月日 令和元年 12 月 5 日（木）

時間 午後 2 時～

場所 杉妻会館 4 階 牡丹の間

（司会）

それでは定刻となりましたので、只今より第 183 回福島県都市計画審議会を開催いたします。

私は、本日の司会を務めさせていただきます福島県都市計画課の後藤と申します。どうぞよろしく願いいたします。

はじめに、事務局より傍聴される方に申し上げます。議事運営に支障が生じると認められる場合や、公正を期するために会議を非公開とする場合には、会場から退席していただくことがありますので、あらかじめご了承ください。また、お配りしました「福島県都市計画審議会傍聴要領」の内容を遵守して、審議会を傍聴されますよう、お願いいたします。

次に、委員の皆様配布しております資料のご確認をお願いいたします。

次第、議案書、資料 1（田村三春小野都市計画下水道の変更について）、資料 2（県北・県中・会津都市計画区域マスタープランについて）。また、本日の名簿につきましては、議案書の 5 ページに記載しております。お手元にない資料がございましたらお知らせください。よろしいでしょうか。

次に、審議会の開会に先立ちまして、人事異動により、新たに就任されました 1 名の委員をご紹介します。議案書の 5 ページをご覧ください。

議席番号 6 番 福島県警察本部長の林学委員でございます。本日は、代理としまして福島県警察本部交通部交通規制課長 佐藤剛様に御出席をいただいております。

（6 番 林委員（代理：佐藤））

佐藤でございます。よろしく願いいたします。

（司会）

それでは、議事に移らせていただきます。

福島県都市計画審議会会議運営規則第 5 条に基づき、審議会の議長は、会長がこれにあたることとなりますので、初澤敏生会長、よろしく願いいたします。

（会長）

それでは、しばらくの間、議長を務めさせていただきたいと思います。よろしくお願ひいたします。最初に、委員の皆様には、議事録作成の都合等によりまして、慣例上、ご発言の際にまず委員の議席番号、氏名から発言していただくとともに、円滑な議事進行にご協力いただきますようお願いいたします。

まずはじめに、出席委員数をご報告いたします。定員は 19 名のうち、県議 2 名が欠員のため 17 名となっております。出席委員は 11 名、うち代理出席者は、5 名でございます。これは福島県都市計画審議会条例第 7 条第 2 項に定める半数以上に達しておりますので、本議案の審議は成立しております。

次に、議事録署名人を定めたいと存じますが、これは慣例に従い、議長から指名させていただいてよろしいでしょうか。

(異議なし)

(会長)

ありがとうございます。それでは御指名申し上げます。3 番の鈴木深雪委員、8 番の菅波香織委員のお二方をお願いいたします。

次に、次第をご覧ください。本日は、報告事項 1 件、議案 1 件、都市政策推進専門小委員会からの報告 1 件を予定しております。

それでは、議案書の 1 ページをお開き願ひます。第 182 回福島県都市計画審議会に付議された案件について、事務局より報告をお願いいたします。

(事務局)

都市計画課の鈴木と申します。よろしくお願ひいたします。着座にて説明させていただきます。第 182 回福島県都市計画審議会に付議された案件は次のとおり告示となりました。議案番号、議案第 2014 号「いわき都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の変更について」、議案第 2015 号「いわき都市計画区域区分の変更について」、議案第 2016 号「いわき都市計画道路の変更について」、議案第 2017 号「いわき都市計画緑地の変更について」、告示年月日及び告示番号については記載のとおりでございます。以上報告いたします。

(会長)

ありがとうございます。ただいまの報告に関しまして、ご質問等ございましたらお願ひいたします。いかがでしょうか。

(質問等なし)

(会長)

それでは、次第の3番、議事に移らせていただきたいと思います。

本日ご審議いただく議案は、福島県知事から当審議会に諮問ありました1件でございます。議案第2021号「田村三春小野都市計画下水道の変更について」です。

それでは、議事の審議に入らせていただきます。第2021号につきまして、事務局よりご説明をお願いいたします。

(事務局)

議案書の説明に入る前に、まずスクリーン及びお手元の資料1により本案件をご説明したいと思います。それでは、議案第2021号 田村三春小野都市計画下水道の変更について説明いたします。

2ページを御覧ください。まず、県の流域下水道について説明します。流域下水道は、広域で処理する下水道であり、県内では、区域図に示すとおり、阿武隈川上流流域下水道の4処理区を県が管理しています。赤色が今回変更対象である阿武隈川上流流域下水道(田村処理区)になります。

3ページを御覧ください。こちらは、阿武隈川上流流域下水道(田村処理区)の概要図でございます。画面の上が、北になります。黄色が旧船引町、青色が旧常葉町、茶色が旧大越町、そして紫色の部分が旧滝根町になります。それぞれの区域を結ぶような黒色の線が、流域下水道の流域幹線になります。資料の赤色の部分が、今回の変更箇所となります流域下水道の終末処理場、大滝根水環境センターです。本流域下水道は、田村市を対象としており、平成9年に都市計画決定され、平成16年4月から処理を開始しております。その後、市町村合併に伴う名称の変更を行っております。

4ページを御覧ください。今回変更する流域下水道処理場の位置は、田村市船引町の中心部から西へ約3.5kmにあり、南側に磐越自動車道、北側に国道288号が通っております。さらに南側の水色の部分、処理水の放流先となる一級河川大滝根川があります。

5ページを御覧ください。これは、上空からの航空写真です。赤色で囲まれた箇所が、大滝根水環境センターです。周囲は、山林や樹木に囲まれ、近くに住宅や建物もなく、民家から離れており、自然環境に恵まれた立地となっております。黄色の部分が、今回の変更で、敷地の一部を廃止する箇所になります。青色で囲まれた箇所が、今回の変更に関係する現在の田村地方衛生処理センターです。

6ページを御覧ください。次に、今回の変更に関する汚物処理施設について説明します。田村広域行政組合が管理・運営する田村地方衛生処理センターは、1967年(昭和42年)4月から、田村市、小野町、三春町などのし尿と浄化槽汚泥等を集積し処理しています。現在の施設は、1982年(昭和57年)に建設され、

建設から約 37 年が経過し、外壁の劣化や、配管・機械設備に錆が発生するなど、老朽化が見られ、更新が必要となっていました。このたび、平成 20 年度から検討を行い、新たに建設することとなり、建設地は、建設費や維持管理費、周辺環境対策など、総合的に検討し県が管理する流域下水道処理場の敷地内が最も適当と判断しました。今回の変更は、これに伴う流域下水道の処理場敷地の一部を廃止するものでございます。

7 ページを御覧ください。こちらは、下水処理場の施設平面図です。資料の左側が北になります。都市計画における下水道区域内に、汚物処理場の区域が入ることとなりますが、重複した都市計画決定はできないことから、今回、汚物処理場が入る区域について、下水道区域から廃止するものです。ピンク色が下水道区域の既決定区域で約 54,200 m²、黄色が廃止する約 3,000 m²、今回田村市の汚物処理施設を設置する区域となります。変更後の面積は、約 51,200 m²となり、廃止する区域は、当初、下水汚泥が増えた場合に、汚泥再生処理施設を計画していた箇所ですが、人口減少予測と汚水流入量の減少が見込まれることから、土地の有効活用を図る観点からも適正と判断いたしました。なお、現在、発生した汚泥については、施設外に搬出し処理しており、当該箇所に市の汚物処理場が建設されても下水道事業には、支障が無いと判断されております。

8 ページを御覧ください。こちらは大滝根水環境センターの敷地全体を撮影した航空写真です。下水処理場内の建物と、廃止する箇所の位置関係はこのようになります。

9 ページを御覧ください。こちらは、現地の状況を撮影した写真です。①の写真は、処理場北側の出入り部分を撮影した写真です。②の写真は、東側から撮影したものです。黄色の着色部分が、廃止部分です。

10 ページを御覧ください。こちらは、今回廃止する箇所を撮影したものです。黄色が廃止する部分です。③の写真は、北側から撮影した写真です。④の写真は、南東側から撮影したものです。

続いて、議案書を御覧ください。議案書 2 ページを御覧ください。第 183 回福島県都市計画審議会に次の議案を提出する。議案番号、議案第 2021 号 田村三春小野都市計画下水道の変更について、福島県田村市、都市計画法第 21 条第 2 項で準用する同法第 18 条第 1 項の規定に基づく議案。

3 ページを御覧ください。田村三春小野都市計画阿武隈川上流流域下水道（田村処理区）「4. その他の施設」を次のように変更する。4. その他の施設 内訳大滝根水環境センター、田村市船引町春山字赤間田、字玉ノ木及び字轟淵、備考面積約 54,200 m²を 51,200 m²に変更します。理由、田村広域行政組合が運営する田村地方衛生処理センターは、供用から約 50 年が経過し、施設の老朽化が著しいことから新たな施設の整備が必要となっています。また、福島県が管理する

大滝根水環境センターでは、人口減少社会の影響により、処理人口の減少に伴う汚水量及び汚泥量の減少が見込まれることから、予定していた下水汚泥再利用施設予定地の有効利用が課題となっていました。そこで、新たに整備するし尿及び浄化槽汚泥処理施設の建設費や維持管理費、環境への配慮など総合的に検討した結果、大滝根水環境センターの敷地を有効活用することが最適と判断し、今回、敷地の一部を変更（廃止）するものです。

4 ページを御覧ください。参考といたしまして、都市計画案の縦覧及び意見の提出状況を説明します。縦覧期間は令和元年 11 月 8 日から 11 月 22 日、意見書の提出状況は提出なし。市町村の意見、田村市、意見なしとなっております。説明は以上でございます。

(会長)

ありがとうございました。では只今のご説明に関しまして、ご質問、ご意見等ございましたら頂戴したいと思います。挙手にてお願いしたいと思います。いかがでしょうか。

(意見等なし)

(会長)

特にございませんでしょうか。それでは、議案第 2021 号「田村三春小野都市計画下水道の変更について」は、ご異議はございませんでしょうか。

(異議なし)

では異議なしと認められまして、議案第 2021 号「田村三春小野都市計画下水道の変更について」は、原案のとおり同意するという事で決定させていただきます。どうもありがとうございました。

次に、次第の 4 番、都市政策推進専門小委員会からの報告に移ります。(1) 県北・県中・会津都市計画区域マスタープランについて、事務局よりご説明をお願いします。

(事務局)

それでは、資料 2 の方で説明させていただきます。11 月 15 日に開催されました都市政策推進専門小委員会の内容についてご報告させていただきます。

2 ページを御覧ください。小委員会では、区域マスタープランの見直しにかかる内容について大きく 4 つの議題を審議いただきました。① 県北・県中・会津都

市計画区域マスタープランについて、②住民意見の反映について、③区域区分の見直しについて、④今後のスケジュールについて、それぞれの概要と、委員から頂いたご意見についてご説明します。

3 ページを御覧ください。①県北・県中・会津・都市計画区域マスタープランについてです。現行の区域マスタープランは、平成26年度に策定されましたが、その後の社会情勢の変化に対応するため、今年度より見直しに着手します。対象となる都市計画区域は、線引き都市計画区域を有する県北、県中、会津都市計画区域の3区域です。なお、いわき都市計画区域は、次第2で報告させていただきましたが、震災の影響等により、別途見直しを進め、今年9月に決定いたしました。

4 ページを御覧ください。小委員会委員のご意見をご説明いたします。主な意見としましては、「世界的課題、SDGs等の幅広い視点からの見直しが必要ではないか。」「見直し作業中の県総合計画や県土づくりプランとの整合が必要ではないか。」「5つ目の『災害・防災』は強調すべきではないか。」「また、「市街化区域の被災地域、住めない地域、住みたくない地域をどうするか。」「区域マスタープランと連携中枢都市圏との連携の整理が必要ではないか。」「また、「コンパクトで賑わいのある都市にしていく考えを色濃く出すか整理が必要ではないか」などいただきました。今後、ご意見を参考としながら見直しを進めてまいります。

5 ページを御覧ください。次に②住民意見の反映についてです。区域マスタープランの策定にあたっては、住民意見を反映するため住民懇談会を開催します。地域の課題や、将来像について、交通事業者、農商工、福祉などに地域に携わる方から様々なご意見を頂きます。今年度は、第1回目を10月に実施しており、来年2月に第2回目を予定しています。小委員会の委員からは、「かなり重要な意見が出ているのでよく分析をお願いしたい。」とのご意見を頂きました。現在、検討を進めているところでございます。

6 ページを御覧ください。さらに住民意見の反映方法として、アンケートを実施します。区域内に居住する住民を対象として広く意見を聴取し、生活満足度や都市づくりの将来像について意向を把握します。対象や、質問項目などについては委員からご助言を頂き、今後実施に向けて準備を進めています。

7 ページを御覧ください。次に③区域区分の見直しについてです。区域マスタープランの見直しに併せて、必要に応じた区域区分の見直しを実施します。区域区分は、無秩序な市街化防止や計画的市街地整備、周辺農地や自然環境保全等の観点から県内4区域で定めており、本県では、昭和45年に初めて決定し、これまで、人口動態や都市化の状況等を踏まえ、定期的に見直してきたところです。定期見直しは、今回で7回目となります。委員からは、「市街化区域が少ないとの声がある一方で、空き家、空き地が増えている状況から見ると、広げなくても

いいという声もある。慎重に議論できれば良いのではないか。」や、「すべての案件で市街地を広げて良いわけではないのではないか。」また、「都市と田園地域等のあり方の議論も必要ではないか。」など、意見をいただいております。

8 ページを御覧ください。④今後のスケジュールになります。区域マスタープランの策定、区域区分の見直しについては、令和 4 年度の都市計画決定を目標としています。このため、今年度は 12 月から住民アンケートを実施し、2 月に住民懇談会、3 月頃に小委員会を開催し、区域マスタープランの骨子案の作成まで実施する予定です。令和 2 年、3 年はパブリックコメントなどを実施しながら、より具体的な原案作成や国との協議を行います。引き続き小委員会でご審議いただきながら、その経過を都市計画審議会にご報告させていただきます。

9 ページを御覧ください。小委員会では、「基礎調査の項目や原案を提示してほしい。」などの意見がございました。次回対応に向け、作業を進めております。以上で都市政策推進小委員会での内容の説明を終わります。

(会長)

ありがとうございました。ただいまの報告に関して、都市政策推進専門小委員会を代表しまして小委員会委員長の川崎委員から一言ご発言をいただきたいと思っております。

(1 番 川崎委員)

小委員会の委員長を務めさせていただいております、福島大学の川崎です。事務局からご説明いただいたとおりですが、私なりに整理すると、前回の小委員会のポイントは 2 つあったと思います。1 つは、台風 19 号、その後続く大雨の直後に開催された小委員会だったということもあって、都市づくりの考え方をもう一度、防災という観点から根本的に見直す必要があるのではないかというようなご意見があって、今後そういった観点を大事にしながら、特に県中の区域マスについては重視しながら見直しをすべきではないかというようなご意見があったと思います。それからもう 1 つは、区域マスを見直すにあたって、福島県の都市計画行政の大元となっているのが、10 年前くらいに策定した「都市と田園等が共生する都市づくりビジョン」という福島県の今後の中長期にわたる都市づくりの方針を定めたものがございます。そういったものに基づいて見直しを行うというのが背景にある訳ですけれども、そもそも 10 年前くらいに策定した都市づくりビジョンのコンセプトや考え方が、やや時代の推移とともにそぐわなくなっていることが、もしかしたらあるのではないかというようなご意見が出されて、それについてはその場で判断せずに、事務局と委員長である私と検討させていただいて、その結果についてまた小委員会の方で報告させていただ

き、どうすべきか検討するというのが結論だったかと思います。

以上が小委員会のポイントですが、若干補足しますと、今日午前中に総合計画の見直し、復興計画の見直しが同時期に行われているような状況にあります。その中でいくつも議論の論点がある訳ですけれども、ひとつ申し上げると、我々福島県の行政の大きな単位としては、7つの生活圏ということで県土を地域ごとに分けて、都市計画に限らず行政の財政運営を行ってきたわけですけれども、その7つの生活圏の捉え方がどうなのかというような見直しをするかどうかというのを議論しているというのがあって、我々が議論している都市計画区域というのはもっと大きな単位になりますけれども、もしかすると今後の総合計画あるいは復興計画の審議会の在り方が、この区域マスの在り方に直接的な影響はないとは思いますが、どこかで間接的に影響するかもしれないなと思っておりますので、申し添えます。

いずれにせよまだ始まったばかりで、まだ結論は出ている訳ではなくて、先程の事務局の説明の際に、今後のスケジュールがありましたけれども、また機会をいただきまして小委員会での検討の結果について、改めてご報告させていただきますので、どうぞよろしくお願いいたします。

(会長)

ありがとうございました。それでは、只今のご報告に関して、ご質問、ご意見等ございますでしょうか。

(質問等なし)

(会長)

もし何もないければ議長の方から1つ。4ページの小委員会の意見の中で、「市街化区域の被災地域、住めない地域、住みたくない地域をどうするか。」というところで、被災地域、住みたくない地域は分かるのですが、住めない地域ということで、避難地域のようなイメージが出てくるのですけれども、例えば市街化区域から移転をされて、そういったような言葉でのご意見だったでしょうか。

(事務局)

これは、いわきにお住まいの委員から出た意見ですが、住めない区域の具体的な掘り下げはありませんでしたが、一番は被災によって住みたくないところを何かフォローできるような制度や事業を考える必要があるのではないかという意見でございました。

(会長)

ありがとうございます。委員の皆様から何かご意見、御質問等ございませんでしょうか。それでは、まだこれから始まったばかりということでかなり長丁場になるかと思えます。適宜ご報告をいただきまして、進めていければと思います。どうもありがとうございました。

では本日の審議事項は、以上でございます。御審議どうもありがとうございました。では司会を事務局にお返しします。

(司会)

熱心なご審議をありがとうございました。以上をもちまして、第 183 回福島県都市計画審議会を終了させていただきます。本日は誠にありがとうございました。

(開催時間 30分)

以上のとおり相違ないことを証します。

3 番 鈴木 深雪

8 番 菅波 香織
